

川越市告示第 525 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により川越都市計画防火地域及び準防火地域を変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに川越市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 3 日

川 越 市 長 森 田 初 恵

- 1 地区計画等の素案のうち、種類、名称、位置及び区域
 - (1) 種 類 川越都市計画防火地域及び準防火地域
 - (2) 名 称 中福地区
 - (3) 位置及び区域 川越市大字中福丑ヶ崎地内
- 2 都市計画の案の縦覧場所
川越市都市計画部都市計画課
- 3 縦覧期間
令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 17 日まで
- 4 意見書の提出期間
令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 17 日まで
- 5 意見書の提出先
川越市長 森田初恵（川越市都市計画部都市計画課）